平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第二百四十八号、平成十一年建設省告示第九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十七年関東地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六号及び平成二十九年関東地方整備局告示第百八十六号の事業地のうち、中央区日本橋浜町三丁目及び大田区大森東一丁目地内において事業地を変更し、大田区ふるさとの浜辺公園地内において事業地を削る。

使用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第六十二号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第百七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第千百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一号、昭和六十三年建設省告示第二百三十九号、平成元年建設省告示第千九十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第二百四十八号、平成十一年建設省告示第九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六号及び平成二十九年関東地方整備局告示第百八十六号の事業地のうち、港区港南一丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び芝浦四丁目並びに大田区大森東一丁目及び平和の森公園地内において事業地を変更する。

○中部地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
松阪市古井町字山ノ花六二九番一から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	A 一二・二〇～九・五〇	七二・四五	
		B 一二・二〇～九・五〇	一	
	後	A 一八四・〇〇	一八・一六六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一八四・〇〇	七・四四二	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	松阪市下蛸路町字里中六五九番四から同市八太町字鎌谷五八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十八日十七時

○中部地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号及び四十二号	松阪市西黒部町字四ツ家三七五〇番二から同市古井町字芝原五六八番一まで（ただし、関係する図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十八日

○中部地方整備局告示第三十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
可児市柿田字杉坪四一二番一	前	五三・二〇～四〇・七〇	〇・〇三五
	後	五三・二〇～四〇・七〇	〇・〇三五

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岐阜県可児郡御嵩町井尻字丸山一六番一から同町上恵土字浦畑一〇二四番一〇まで	前	A 九・五〇～二二・〇〇	二六・〇〇	
		B 二二・〇〇～三二五・〇〇	七・二一〇〇	
	後	A 九・五〇～二二・〇〇	二六・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二二・〇〇～三二五・〇〇	七・二一〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所